

桂-240514

令和 年 月 日

様

契約書

京都市桂川障害者デイサービスセンター

社会福祉法人 京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

利用契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

第1条（目的）.....	2
第2条（期間）.....	2
第3条（個別支援計画及び契約支給量）.....	2
第4条（サービス内容）.....	2
第5条（利用者負担額及び実費負担額）.....	2
第6条（利用の中止、変更、追加）.....	2
第7条（事業者の基本的義務）.....	3
第8条（事業者の具体的義務）.....	3
第9条（事故と損害賠償）.....	3
第10条（損害賠償をしない場合）.....	3
第11条（契約の終了事由）.....	4
第12条（利用者からの中途解約）.....	4
第13条（利用者からの契約解約）.....	4
第14条（事業者からの契約解除）.....	4
第15条（苦情解決）.....	4
第16条（協議事項）.....	5

社会福祉法人京都社会事業財団
京都市桂川障害者デイサービスセンター
当事業所は生活介護事業所の指定を受けています。
(京都府指定 第 2614000186 号)

「生活介護」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 京都社会事業財団 理事長 野口雅滋（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目 的）

第1条 本契約は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく生活介護を適切に提供する事を目的とします。

（期 間）

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し契約期間終了時に双方に異存がなければ一年間毎に更新できるものとします。

（個別支援計画及び契約支給量）

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載されたサービスの支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の個別支援計画を作成します。

2 事業者は、前項の個別支援計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。

3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

第4条 事業者が利用者に対して実施するサービス内容は重要事項説明書7の（1）に定めるとおりとします。

（利用者負担額及び実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書7の（2）及び（3）に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。ただし、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費は、事業者が代理受領します。

2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月毎に計算し、翌月に請求しますので、重要事項説明書7の（4）に定める方法により支払うものとします。

（利用の中止、変更、追加）

第6条 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出すものとします。

2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書7の（5）に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

4 利用期日前において、医師により利用者、家族が感染症の診断を受けた、もしくは疑いがある場合は指定生活介護の利用について事業所の判断により中止になる場合があります。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は、利用者に対し自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、必要なサービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条 (安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮します。

2 (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も続きます。

② 事業者は契約者の緊急医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

③ 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等に事前に同意を得た上で、個人情報を用いることができるものとします。

4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 (虐待防止) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

6 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者もしくはその代理人は請求によりこれを閲覧し、また実費を負担してコピーすることができます。

7 (緊急時などの対応義務) 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(損害賠償をしない場合)

第10条 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等必要事項の確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにより損害が発生した場合。

2 利用者がサービスの実施にあたって必要事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

3 利用者の急激な体調の変化、事業者の実施したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合。

4 利用者が事業者、もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(契約の終了事由)

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業を閉鎖した場合。
- (3) 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合。
- (4) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (5) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (6) 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

(利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める義務に違反した場合。
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) 他の利用者が利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延した場合。
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により他の利用者、事業者、サービス従事者の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3か月以内に退院出来る見込みがない場合。
又は入院後3か月経過しても退院出来ないことが明らかになった場合に契約を解除する場合があります。

(苦情解決)

第15条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも当事業所作成の「苦情への

対応に関する実施要綱」並びに重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された行政機関並びに都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項については、事業者は身体障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方署名・捺印のうえ、各自 1 通を保有するものとします。

契約日：令和 年 月 日

契約者（利用者）

（住 所） _____

（氏 名） _____ ㊟

署名代行者

（住 所） _____

（氏 名） _____ ㊟

（契約者との関係） _____

事業者

（事業者名） 社会福祉法人 京都社会事業財団

（所在地） 京都市西京区山田平尾町 17 番地

（代表者） 理事長 野 口 雅 滋 ㊟

事業所

（事業所名） 京都市桂川障害者デイサービスセンター

（所在地） 京都市西京区下津林東大般若町 32 番地

（管理者） 施設長 柏 木 佐 織